明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（六）　二
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令（七）　三
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令（八）　三
〔最高裁規則〕
○裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（最高裁二）　六
〔府　令〕
○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府二）　七
〔省　令〕
○旅館業法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八）　八
〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務二八～三〇）　八
○日本国に帰化を許可する件（同三一）　九
○道路に関する件
（関東地方整備局一〇～一二）　一〇
○都市計画に関する件
（中部地方整備局三、四）　一〇
〔国会事項〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　一〇
〔資　料〕
機械受注統計調査報告（平成二十九年十一月）（実績）（内閣府）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二
会社その他
株式会社の変更、合併、解散、清算、破産、特別清算、再生関係　二
株式会社以外の会社の解散、清算、破産、特別清算、再生関係　三
外国会社の清算、破産、特別清算、再生関係　三
保険業法関係　三
銀行法関係　三
信託業法関係　三
金融商品取引法関係　三
資金決済に関する法律関係　三
農業協同組合法関係　三
水産業協同組合法関係　三
消費生活協同組合法関係　三
労働金庫法関係　三
中小企業等協同組合法関係　三
商工組合中央金庫法関係　三
農林中央金庫法関係　三
信用金庫法関係　三
信用協同組合法関係　三
労働組合法関係　三
商標関係　三
特許関係　三
訃報　三

本号で公布された法令のあらまし

◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第六号）（環境省）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第六二号）の施行期日は、平成三〇年一〇月一日とすることとした。

◇特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令（政令第七号）（環境省）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令の一部改正関係

1　「特定有害廃棄物等」の範囲の見直しに係る措置

㈠　経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき規制を行う必要が無いものを環境省令で定めることとした。（第二条第一項関係）

㈡　環境大臣は、前㈠の省令の制定時には、経済産業大臣に協議することとした。（第二条第二項関係）

2　事業者の認定

㈠　再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定の有効期間を五年とすることとした。（第五条及び第九条関係）

㈡　経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第一〇八号。以下「法」という。）の認定等をしたときは、再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者の認定証を交付しなければならないこととした。（第六条及び第一〇条関係）

㈢　再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者は、認定証の再交付を受けることができることとした。（第七条及び第一一条関係）

㈣　再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者は、法の認定等を取り消された場合等において認定証を返納しなければならないこととした。（第八条及び第一二条関係）

3　再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者の認定等に係る手数料を規定することとした。（第一五条及び別表第四関係）

二　行政不服審査法施行令の一部改正関係

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第六二号）による法の条番号の変更に伴い、行政不服審査法施行令（平成二七年政令第三九一号）の所要の規定の整理を行うこととした。（第一五条第二項第四〇号関係）

三　施行期日

この政令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年一〇月一日）から施行することとした。

◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令等の一部を改正する政令（政令第八号）（厚生労働省）

一　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

1　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第一〇五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三三年法律第一二八号）、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第一〇八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第一五二号）又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第一〇六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二八年法律第二四五号）による退職年金若しくは減額退職年金等（以下この1及び五の1において「退職年金等」という。）の受給権を有する者であって、老齢厚生年金の受給権者である